



長崎最賃審発第11号
令和7年9月2日

長崎労働局長
倉永圭介 殿

長崎地方最低賃金審議会
会長 深浦厚之

長崎県最低賃金の改正決定について（答申）

当専門部会は、令和7年7月23日に長崎地方最低賃金審議会から付託された長崎県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月23日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」（同日閣議決定）に配意し、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

なお、中央最低賃金審議会の目安答申において、政府に対し、中小企業・小規模事業者への生産性向上支援や価格転嫁対策等の多くの要望がなされたところであるが、長崎労働局においても、可能な限り多くの県内中小企業・小規模事業者が賃上げの原資の確保につなげる取り組みを継続的に実施するよう強く要望する。

具体的には、業務改善助成金をはじめとする政府が掲げる各種助成金の受給機会が広がるよう、他省庁、関係行政機関及び各種事業団体が連携を図り、一層の周知の徹底に努めることを、当審議会として要望する。

また、取りまとめに当たっては、労働者側委員及び使用者側委員より別紙2のとおり国に対する要望がなされていることを申し添える。

長崎県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

長崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,031円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日

【労働者側委員からの要望事項】

(1) 地方最低賃金審議会において明確な根拠の元に審議が進むよう、中央最低賃金審議会で示された各種データ等、審議で参照すべきデータについて、県別・地域別の統計データの例示・提供を強化すること。また、十分な調査審議の日程、時間の確保や発効日を考慮し、地域別最低賃金額改定の目安についての地方に示す日程、いわゆる中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること。

(2) 中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップ構築宣言」の拡大と実効性向上に取り組むこと。

特に、サプライチェーン全体での価格転嫁の状況をみると、川下となる中小企業・小規模事業者への転嫁率が低い状態にある。このため、最低賃金の引上げ分を含む労務費上昇分の原資を確保し、適切な価格転嫁が出来るよう、地方の中小企業・小規模事業者の取引条件改善を後押しすること。

また、適切な価格転嫁実現に向けては、社会全体の理解が不可欠であることから、価格転嫁・適正な取引の必要性を広く社会全体に発信し、理解を求めていくこと。

(3) 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇及び生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。また、中小企業・小規模事業者の収益力改善、事業承継等に対する支援を強化すること。

特に、都市部以外の地域においては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしている。これら最低賃金引き上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が、賃上げに伴う助成金をしっかりと活用できるよう、要件の緩和・充実を図ること。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金等について充実を図ること。なお、各種支援の申請等に当たっては中小企業・小規模事業者の負担軽減に向け工夫すること。

【使用者側委員からの要望事項】

- (1) 中小・小規模事業者は、労働分配率が7～8割と高いことや、人件費などコスト増加分の価格転嫁が十分に進んでいないことから、賃上げ原資が乏しい状況にある。

自発的かつ持続的賃上げのためには、生産性向上や価格転嫁推進等により、賃上げ原資を確保していく必要があるが、自己努力だけでは限界がある。

政府は、最低賃金引上げに対する支援策（業務改善助成金・賃上げ促進税制等）の拡充を図っていただきたい。

また、現状の業務改善助成金の利用拡大が進んでいない要因分析を行い、希望する全ての事業者が利用できる環境づくりを施策に反映されたい。あわせ、近年の最低賃金の引き上げ幅に呼応した助成金制度の拡充を強く要望する。

加えて、価格転嫁率が約50%に止まっている要因分析を行い、対応策を施策に反映されたい。BtoCは勿論であるが、BtoBであっても販売先のその先の先は、最終的には一般消費者にたどり着くものであり、国は、一般消費者に対して価格転嫁に理解を求めていく施策を展開されたい。「良いモノやサービスには適正な値が付く」ことを、国は、一般消費者を含め社会全体に周知・啓発されたい。

- (2) 地賃発効日に関し、改定決定後、事業者は2ヶ月程度で賃金引上げ対応せざるを得ず、準備期間の短さのため、原資確保や業務輻輳に苦慮している。これらの対策のためには十分な準備期間が必要である。

一方、同一年内に賃金増となったパートタイム労働者等が、税制上の扶養控除及び社会保険上の被扶養認定を受けるために、就労時間等の調整を行わなければならない状況が生じ、事業活動の支障になっている。

これらの対策のために、改定後の最低賃金については、全国的に年初めまたは年度初めの発効とすべきである。